

既存の道路空間を活用した新たな公共交通機能の導入に関する 指定都市市長会要請

人口減少・少子高齢化が進展する中、持続可能でにぎわいと活力のある都市を実現するためには、公共交通と都市機能の集積を連動させたまちづくりの推進が不可欠となっている。

こうした中、国においては、今国会で「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が制定されたほか、道路のパフォーマンスの向上により、渋滞対策の強化等を図るための事業の検討が行われている。

多くの指定都市の中心市街地やその周辺においては、朝夕のラッシュ時を中心に交通渋滞が常態化しており、バス等の公共交通の定時性・速達性が確保できず、自家用車から公共交通への転換を阻害する要因になっているという現状を直視するならば、「公共交通への転換による自動車交通の総量抑制効果」が認められるエリアにおいては、地域の関係者が認識を共有し、一体となってエリア全体で公共交通の機能を最大限に活かした道路空間の再整備に取り組んでいくことが益々重要になっている。こうしたことから、既存の道路空間を活用した新たな公共交通機能（バス専用レーン、LRT等）の導入が着実に進むよう、下記のとおり支援を要請する。

記

- 1 公共交通の優先性を高めるための道路空間の再整備を迅速かつ的確に行うに当たり、交通管理者・道路管理者を始めとした関係者間で認識の共有化を図るための仕組みづくり（協議の場の設置やこれに係る指針の作成など）を行うこと。
- 2 「公共交通への転換による自動車交通の総量抑制効果」を加味した構造基準の弾力的な運用（車線数や車線幅員の設定に係る基準の緩和など）に関する規定を整備すること。
- 3 令和5年度予算において、社会資本整備総合交付金の「都市・地域交通戦略推進事業」に、都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を形成する鉄道・LRT・BRT等の走行空間の整備が支援対象に追加されたが、引き続き、令和6年度予算においても、こうした公共交通軸の導入及びこれに伴う道路改良などに対する財政支援の充実を図ること。

令和5年6月12日
指定都市市長会